

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	法人名	()
各	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)
各	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2	円	
連	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十三)付表「11」の合計)	3	円	
結	同上のうち別表六の二(十三) 付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4	円	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)
法	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5	円	
人	(3)のうち別表六の二(十三) 付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6	円	
の	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7	円	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)
に	(6)のうち別表六の二(十三) 付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8	円	
合	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9	円	総調整前連結税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$
お	税額控除限度額の計算 $((4)-(5)) + ((8)-(9)) \times \frac{15}{100}$ $+ ((5)+(9)) \times \frac{8}{100}$	10	円	
け	$((6)-(7)) - ((8)-(9)) \times \frac{14}{100}$ $+ ((7)-(9)) \times \frac{7}{100}$	11	円	
る	税額控除限度額 (10) + (11)	12	円	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)
計	法人税額基準額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13	円	
の	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14	円	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑨」)
計	法人税額基準額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15	円	
算	当期税額控除可能額 (12)と(15)のうち少ない金額)	16	円	
算	調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17	円	法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24)
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) - (17)	18	円	